

# 原子力施設情報システムセキュリティ対策ガイドラインの策定について

平成30年3月20日  
原子力規制庁

## 1. 目的

原子力施設における情報システムセキュリティの重要性は高く、近年における情報システムセキュリティ対策（以下「セキュリティ対策」という。）に関する技術的知見の進展、IAEAのセキュリティ対策に関する新規ガイダンスの策定作業の進捗、国内事業者のセキュリティ対策に関する経験の蓄積を踏まえ、今般、「原子力施設情報システムセキュリティ対策ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、事業者自身によるセキュリティ対策の継続的な改善を実施する上で参考となる資料とするもの。

## 2. ガイドラインの構成

- (1) はじめに  
背景、構成、適用対象、目的、留意点
- (2) 用語の定義
- (3) 情報システムセキュリティ計画
- (4) 対策編
  - ①脅威及び脆弱性情報の評価
  - ②管理的対策（体制、教育、訓練、調達）
  - ③技術的対策（システム構成、データ入力制限、外部からの不正なアクセスの排除、ライフサイクル管理等）
  - ④異常時対応（異常時対応計画、運用継続対策、バックアップ）
  - ⑤防護措置の有効性評価
- (5) 別冊資料  
情報システムセキュリティ対策例

## 3. 今後の対応

今後、本ガイドラインを踏まえ、事業者の情報システムセキュリティ対策の実施状況について確認及び指導を実施するとともに、以下の点についても検討を進めていくこととする。

- (1) 各事業者のセキュリティ対策レベルの向上状況やIAEAのセキュリティ対策に関する勧告文書への反映状況を踏まえつつ、セキュリティ対策の規制要求の充実について検討を進める。
- (2) デジタル安全保護系に係る技術基準等の検討など、セキュリティ対策に関するセーフティとセキュリティのインタフェースに係る課題についても、原子力規制部と核セキュリティ部門で協力しつつ、具体的に検討を進める。

### 原子力発電所の情報システムセキュリティに関する規制体系

#### 【法律】

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（炉規制法）  
（第43条の3の2第2項）

#### 【規則】

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（実用炉規則）  
（第91条第2項第18号及び第19号）

#### 【審査基準】

原子力規制委員会が別に定める基準

#### 【ガイドライン】

原子力施設情報システムセキュリティ対策ガイドライン【新規】

#### 実用炉規則第91条第2項第18号及び第19号（抜粋）

第91条第2項第18号	18 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。
第91条第2項第19号	19 前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（第九十六条第一項において「情報システムセキュリティ計画」という。）を作成すること。